

専用水道の手引き

令和 8 年度版

八幡平市

目次

留意事項

第 1 法令編-----	1
第 2 罰 則-----	1 2
第 3 通知編-----	1 3

資料集

・（参考）法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣登録検査機関 -----	1 8
・ 様式第 1 号 専用水道布設工事確認申請書 -----	1 9
・ 様式第 2 号 専用水道確認申請書記載事項変更届 -----	2 0
・ 様式第 3 号 専用水道布設工事適合確認書 -----	2 1
・ 様式第 4 号 専用水道廃止届 -----	2 2
・ 様式第 5 号 専用水道給水開始前届 -----	2 3
・ 様式第 6 号 水道技術管理者設置（変更）報告書 -----	2 4
・ 様式第 7 号 業務委託（廃止・変更）届 -----	2 5
・ 様式第 9 号 専用水道改善指示書 -----	2 6
・ 様式第 10 号 専用水道改善報告書 -----	2 8
・ 様式第 11 号 水道技術管理者変更勧告書 -----	2 9
・ 水質基準に関する省令 -----	3 1
・ 水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、 検査の回数、検査の省略の可否 -----	3 4
・ 岩手県飲用水健康危機管理実施要領 -----	3 6

第 1 法 令

1 専用水道とは

■ 101人以上の人の居住に必要な水を供給する水道施設

■ 1日20m³を超える給水能力を持つ水道施設

のいずれかに該当する施設です。

水道法（以下「法」という。）第3条第6項、水道法施行令（以下「令」という。）第1条第2項、水道法施行規則（以下「規則」という。）第1条))

その他、下記に該当する場合も同様です。

他の水道からの受水のみを水源とする場合

■ 有効容量100トンを超える貯水槽

■ 口径25mm以上で全長1,500mを超える導管

が地上又は地中に設置されているもの

専用水道は井戸など自己水源を利用するのが一般的ですが、市町村が運営する水道など、他水道からの受水のみを水源とする場合でも、途中で汚染を受ける可能性がある場合は専用水道となります。

（法第3条第6項但し書き、施行令第1条第1項）。

専用水道に該当する場合は、次の事項に注意して管理しなければなりません。

2 施設の確認申請

専用水道施設の工事をする場合は**あらかじめ**
市長の確認を受けなければなりません

専用水道施設を新たに設置する、又は増設・改造工事を行う場合、事前にその施設が法に定める施設基準に適合していることについて、市長から確認を受けなければなりません。（法第 32 条）

確認申請の様式は八幡平市水道法施行細則第 2 条第 1 項に定めています。

また、添付書類及び記載事項は法第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、規則第 53 条に定められています。

3 記載事項の変更

申請書の**記載事項に変更**が生じた場合は
速やかに**市長に届け出**なければなりません

申請者の住所、氏名(会社や組合の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名)、水道事務所の所在地に変更があった場合は速やかに届け出る必要があります。
(法第 33 条第 3 項)

記載事項変更届の様式は八幡平市水道法施行細則第 2 条第 2 項に定めています。

4 施設基準

専用水道施設は**施設基準に適合**

していなければなりません

確認申請時には、給水開始後も施設基準に適合していなければなりません。
(法第5条、水道施設の技術的基準を定める省令)

施設基準は一般的事項から取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の施設ごとに定められています。

5 給水開始前検査及び届出

新設、増設改造の工事を行った

専用水道施設は**給水を始める**

前に検査を行い、市長への届出が必要です

新たに設置した水道施設や増設・改造を行った水道施設は、**給水開始前に**水質基準項目（50項目）及び消毒の残留効果の検査と浄水能力・消毒能力、流量、圧力など施設検査を行った結果とともに、市長に届け出なければなりません。

(法第13条第1項、規則第10条及び第11条)

この検査結果は5年間保存しておかなければなりません。

(法第13条第2項)

給水開始前届出の様式は八幡平市水道法施行細則第3条に定められています。

6 水道技術管理者

水道技術管理者を置かなければなりません

専用水道設置者は、**資格を持った水道技術管理者**を置かなければなりません。
(法第 34 条第 1 項で準用する法第 19 条第 1 項、令第 6 条、規則第 14 条)

ただし、一日最大給水量が **1, 000 m³**以下の専用水道で**消毒設備以外に浄水施設がなく、かつ、自然流下で給水できる**ものは、水道技術管理者は有資格者でなくても構いません。

有資格者でなくとも、専用水道には必ず水道技術管理者を置かなければなりませんので注意してください。

水道技術管理者に必要となる資格（学歴と水道技術の実務経験年数）

	土木工学（科）又はこれに相当する過程		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学	左記以外の学科
大学	①衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業	②左記以外の学科目を修めて卒業	4年以上	5年以上
	①の場合、2年以上	②の場合、3年以上		
	衛生工学・水道工学を専攻し修了		—	—
	①の場合、1年以上	②の場合、2年以上		
大学院	研究科において、1年以上衛生工学・水道に関する過程を専攻		—	—
	①の場合、1年以上	②の場合、2年以上		
旧制大学	2年以上		4年以上	5年以上
短期大学、高等専門学校、旧専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校、中等教育学校、旧中等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	・施行令第4条の規定により、水道布設工事監督者たる資格を有する者 ・10年以上水道に関する技術的実務に従事した経験を有する者 ・外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同等の物は全てこの表と同様の取り扱いをする。 ・技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格したもの（上水道及び工業用水道又は水道環境の選択）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ・厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者			

※実務経験年数とは、水道技術管理を要する施設（水道事業、水道用水供給事業及び専用水道）において、水道に関する技術上の実務に従事した年数をいう。

※一日最大給水量が 1,000 m³以下であるものについては、経験年数はこの表の2分の1とする。

7 水道技術管理者の業務

水道技術管理者は自らまたは他の職員を監督して
定められた**技術上の業務を担当**しなければなりません

水道技術管理者が行う業務は、以下のとおりです。

- ① 水道施設が法第 5 条の施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 法第 13 条の給水開始前の水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造、材質が法第 16 条の基準に適合しているかどうかの検査
(令第 5 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
- ④ 法第 20 条に定める定期及び臨時の水質検査
検査の内容などは 7 ページを参照ください。
- ⑤ 法第 21 条第 1 項に定める水道業務従事者の健康診断
健康診断の検査項目などは 8 ページ（上段）を参照ください。
- ⑥ 法第 22 条の 3 第 1 項に定める衛生上の措置
衛生上の措置の内容は 8 ページ（下段）を参照ください。
- ⑦ 第 23 条の 3 第 1 項の台帳を作成
- ⑧ 法第 23 条第 1 項に定める給水の緊急停止
給水する水が健康を害する恐れがある場合は給水を停止して関係者に周知
- ⑨ 法第 37 条に定める給水停止
知事の給水停止命令に従って行う給水停止

資格者がいない場合は外部に委託することも可能ですが、受託する水道技術管理者が、本来の業務も含め受託した業務も無理なく履行できる必要があります。

水道技術管理者設置報告書の様式は八幡平市水道法施行細則第 4 条に定められています。

8 水質検査

定期的に水質検査を行わなければなりません

- ① 毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）
- ② 毎月検査（11 項目）
- ③ 3 ヶ月に 1 回の検査（**41** 項目）

専用水道設置者は、定期的に水質検査を原則として給水栓で行い、結果を**5 年間保存**しておかなければなりません。

（法第 34 条第 1 項で準用する法第 20 条、規則第 15 条）

①毎日検査、②毎月検査は検査を省略したり、回数を減らしたりすることはできません。

③ 3 ヶ月に 1 回の検査は、過去 3 年間の検査結果が基準値の 5 分の 1 以下あるいは 10 分の 1 以下であり、水源の汚染源の状況から水源水質が大きく変わる恐れが少ないときは、**年 1 回又は 3 年に 1 回まで検査回数を減らす**ことができます。

また、少なくとも連続した過去 5 年以上の検査結果が基準値の 2 分の 1 以下で原水、水源、周辺の状況を勘案して検査の必要がないことが明らかな場合は、その項目の**検査を省略**することができます。

（ただし、3 年に 1 回程度は確認のため検査をするよう通知がでています）

検査項目がどういう条件で検査回数を減らすもしくは省略できるかは、資料の表（34、35 ページ）を参照してください。

水質検査は厚生労働**大臣登録機関**に委託できます

自ら水質検査ができない場合は、厚生労働大臣に登録した検査機関に委託することができます。（法第 20 条第 3 項）

県内に事務所を置く登録検査機関は、18 ページのとおりです。

9 健康診断

定期的に**健康診断（検便）**を受けなければなりません

専用水道設置者は、水道施設において業務に従事している者及び水道施設の構内に居住している者について、概ね6ヶ月に1回、「病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無」を検査しなければなりません。

（法第34条第1項に置いて準用する法第21条、規則第16条）

検査は赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象として、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うこととされています。

感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください。

（H15 健水発第1010001号厚生労働省水道課長通知）

10 衛生上の措置

衛生上の措置

（水道水の**消毒**や施設の**清潔保持**など）

蛇口での**残留塩素 0.1mg/l 以上**

を心がけてください。

専用水道設置者は、施設を常に**清潔に保ち**、人畜がみだりに立ち入ることができないように**柵の設置や施錠**をし、水が汚染されないようにしなければなりません。

また、給水栓における遊離残留塩素が 0.1mg/l 以上（結合残留塩素の場合は 0.4mg/l 以上）を保つよう、塩素消毒をしなければなりません。

（法第34条第1項において準用する法第22条、規則第17条）

11 緊急給水停止

供給する水が**人の健康を害する恐れ**がある場合は

直ちに給水を停止し

関係者に危険を通知しなければなりません

専用水道設置者は、専用水道から供給する水によって人の健康を害する恐れがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し危険を関係者（利用者、市、保健所など）に周知しなければなりません。（法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項）

12 第三者委託

水道の管理に関する技術上の業務を

第三者に委託できます

委託した場合は遅滞なく**市長に**

届け出なければなりません

専用水道設置者は、技術上の業務を他の水道事業者や業務を適正確実に行う経理的・技術的基礎を有する者に委託することができ、委託した場合は市長に届け出なければなりません。（法第 34 条第 1 項に置いて準用する法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項）

業務委託届出の様式は、八幡平市水道法施行細則第 6 条に定めています。

この委託は水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、例えば機器の保守管理のみを委託するような私法上の委託とは異なります。私法上の委託は市長への届出が不要です。

技術上の観点から一体として行われなければならない業務は、一つの業者に委託しなければなりません。（令第 7 条第 1 号）

受託者は、通常の水道技術管理者と同じ資格を持つ水道技術管理者を置かなければなりません。（法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項）

13 報告徴収

市長は専用水道設置者に対して
工事の施工状況や管理の状況について
立入検査や報告徴収をすることができます

市長は、工事や管理の適正を確保するため専用水道設置者に報告を求め、施設に立入検査を行うことができます（法第 39 条第 2 項）

実際に専用水道施設の管理状況について、アンケートや問い合わせを行うことがあります。

また、毎年「水道統計調査」があり専用水道の現況を調査します。

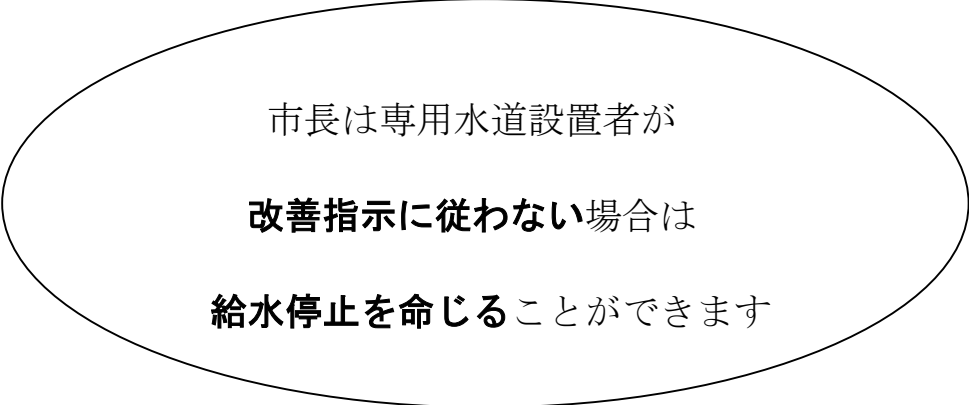
14 改善の指示

市長は専用水道設置者に
施設の改善を指示したり、
水道技術管理者の変更を
勧告することができます

市長は、専用水道施設が施設基準に適合せず、利用者の健康を守るために必要と認めるときは施設の改善を指示することができます。（法第 36 条第 1 項）

また、水道技術管理者が職務を怠り、警告してもなお継続して職務を怠った場合は、専用水道設置者に対して水道技術管理者を変更するよう勧告することができます。（法第 36 条第 2 項）

15 給水停止命令



市長は専用水道設置者が
改善指示に従わない場合は
給水停止を命じることができます

市長は、専用水道設置者が法第 36 条の定めによる改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命じることができます。(法第 37 条)

第 2 罰 則

5 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 1 条第 1 項）

- ・ 水道施設を損壊し、その他水道施設機能に障害を与えて水の供給を妨害した場合

2 年以上の懲役又は 5 0 万円以上の罰金となる事項（法第 5 1 条第 2 項）

- ・ みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した場合

上記 2 項目の行為が刑法の罪に触れる時は、同罪と比較して、重きに従って処断される。（法第 5 1 条第 3 項）

3 年以下の懲役または 3 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 2 条）

- ・ 法第 23 条第 1 項違反（供給する水が人の健康に被害を及ぼす恐れがあるにもかかわらず給水を停止せず、関係者に周知しなかった）

1 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 3 条）

- ・ 法第 19 条第 1 項違反（水道技術管理者を設置しなかった）
- ・ 法第 24 条の 3 第 1 項違反（業務委託を適正に行わなかった）
- ・ 法第 37 条違反（市長の給水停止命令に従わなかった）

1 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 4 条）

- ・ 法第 20 条第 1 項違反（水質検査、施設検査を実施しなかった）
- ・ 法第 21 条第 1 項違反（健康診断を実施しなかった）
- ・ 法第 22 条違反（施設の清潔保持、人畜侵入防止措置、塩素消毒をしなかった）
- ・ 法第 32 条違反（市長の確認を受けずに専用水道の工事をおこなった）

3 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 5 条）

- ・ 法第 24 条の 3 第 2 項違反（業務委託の届出を市長に出さなかった）
- ・ 法第 39 条第 2 項違反（市長の行う報告徴収や立入検査を拒んだり、報告しなかったり、虚偽の報告をした）

第3 通 知

通知とは、法律の運用について厚生労働省の考え方を具体的に示したものです。法律と違い罰則の適用はありませんが、法律を守る上で必要となることや参考となることが盛り込まれています。水道法の多くの通知の中から、専用水道施設の管理に係るものを示します。

1 クリプトスポリジウム等対策について

塩素消毒でも死なない病原性原虫
クリプトスポリジウムやジアルジア
の汚染に気をつけましょう

塩素消毒でも死なないクリプトスポリジウムやジアルジアなどの原虫は北上川水系でも見つかっています。

これらの原虫は、人間を含む動物の消化器内で繁殖し糞便と共に排出されます。したがって、人間を含む動物のし尿やこれ进行处理した排水が流れ込む川などは、これらの原虫に汚染されている可能性があります。

この原虫が感染すると、腹痛を伴う水様下痢が3日から一週間続き、嘔吐や発熱を伴うこともあります。

厚生労働省からの通知「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」では、水源ごとに汚染の恐れをレベルごとに判断し、対策を講ずるよう定めております。

【リスクレベルと対策等】

リスクレベル	原水の種別等	対策	クリプトスポリジウム等の検査頻度			
			対策済みの場合		未対策の場合	
			クリプトスポリジウム等	指標菌	クリプトスポリジウム等	指標菌
レベル 4	地表水である原水から指標菌が検出されている場合	ろ過地の出口濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備	水質検査計画に基づき検査	水質検査計画に基づき検査	1 回/3 月以上	1 回/1 月以上
レベル 3	レベル 4 に該当しない、伏流水、井戸水であって、原水から指標菌が検出されたことがある場合	ろ過地の出口濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備 紫外線処理設備				
レベル 2	原水から指標菌が検出されていない場合	—	—	1 回/3 月以上	—	1 回/3 月以上
レベル 1	被圧地下水のみを取水しており、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸	—	—	1 回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）	—	1 回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）

指標菌とは、大腸菌、嫌気性芽胞菌をいいます。

2 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について

水源の水についても

年 1 回は全項目検査を実施して

水源の状況把握に努めましょう

全ての水源について水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒドの 11 項目を除く **41 項目**）を実施し、記録を保存することとしています。

水源の水質悪化は浄水の水質悪化に繋がります。

クリプトスポリジウム汚染の恐れも含めて、水源の検査は転ばぬ先の杖です。

3 水道水質検査結果等の報告について

水質検査結果が

基準を超えたり、基準を超えそうになった場合は

市及び保健所に知らせてください

県は「水道水質検査結果等の報告について」（H7.3.7 付衛薬第 955 号）の通知で、水質基準に不適合となった場合のほか、水質基準の 70 パーセントを超えた場合についても、設置者から報告をいただくこととしています。（基準の 70 パーセントを超えた場合は、汚染が進行している可能性があるという理由です）

これらのデータは水源や浄水施設の異常を示すものなので、素早い対応のためにも報告をお願いします。

4 「岩手県飲料水健康危機管理実施要領」

水質事故や災害により水質異常が

発生した場合は市及び保健所に知らせてください。

県では、飲料水を原因とする健康被害等に適切に対応するために「岩手県飲料水健康危機管理実施要領」（H13.3.23 付環保第 739 号）を策定しています。

水質事故や災害等で水質に異常が生じた場合には、この要領に基づき市及び保健所に知らせてください。

5 次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について

消毒薬として使用される

次亜塩素酸ナトリウムの**適正購入**

適正保管に努めましょう

厚生労働省通知「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」では、次亜塩素酸ナトリウムの購入時に臭素酸の含有量を確認することや、長期間の保管及び高温での保管を避けるよう定めています。

次亜塩素酸ナトリウムを高温下で長期間保管すると、塩素酸や臭素酸が生成されたり、消毒能力が低下しますので、適正な保管管理をお願いします。

6 石綿障害予防規則の施行について

石綿セメント管など、

水道施設に石綿を使用している場合は、

計画的に代替作業を行い、石綿の使用状況等を

代替作業を行う者に通知しなければなりません

厚生労働省通知「石綿障害予防規則の施行について」では、石綿撤去作業等における石綿ばく露防止対策について定めています。

設置者は、石綿が建材として使用されている水道関係施設や、石綿セメント管などは、計画的に代替する必要があります。また、代替や解体に従事する作業員の石綿ばく露を防ぐためにも、石綿の使用状況について作業員に通知するよう努めなければなりません。

(参考)

法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣登録検査機関

岩手県内に事務所を置く検査機関

名称	住所	電話番号
一般財団法人岩手県薬剤師会検査センター	〒020-0125 盛岡市上堂 3 丁目 17-37	019-641-4401
株式会社 江東微生物研究所 盛岡営業所	〒020-0891 矢巾町流通センター南 3 丁目 2-17	019-614-0127
株式会社 大東環境科学	〒020-0836 盛岡市津志田西 1 丁目 2-23	019-698-2671
株式会社 E Y S 盛岡営業所	〒020-0837 盛岡市津志田町 1 丁目 6-55	019-601-8884
エヌエス環境株式会社 盛岡支店	〒020-0122 盛岡市みたけ 4-3-33	019-643-8911

年 月 日

八幡平市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

専用水道布設工事確認申請書

専用水道の布設工事を行いたいのので、水道法第 33 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 専用水道施設名称
- 2 専用水道の設置場所
- 3 水道事務所の所在地
- 4 添付書類

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

専用水道確認申請書記載事項変更届

専用水道について、次のとおり変更しましたので、水道法第 33 条第 3 項の規定により届け出ます。

1 専用水道の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第3号（第2条関係）

専用水道布設工事適合確認書

第 号
年 月 日

専用水道申請者
様

八幡平市長

年 月 日付で確認申請があった専用水道の布設工事の設計は、水道法第5条の規定する施設基準に適合していることを確認しましたので、法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の設置場所
- 3 水道事務所の所在地

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

専用水道廃止届

専用水道を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止した専用水道の名称
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由及び廃止後の生活用水等の獲得方法

様式第 5 号（第 3 条関係）

年 月 日

八幡平市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

専用水道給水開始前届

水道法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 専用水道の名称

2 給水開始予定年月日

年 月 日

八幡平市長 様

報告者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

水道技術管理者設置（変更）報告書

水道法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 専用水道の名称

2 水道事業所の所在地・設置場所

3 水道技術管理者

（1）設置年月日

（2）住所・氏名

（3）学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は終了した講習

年 月 日

八幡平市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

業務委託（廃止・変更）届

水道法第 34 条第 1 項において読み替えて準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道事業者（水道用水供給事業者、専用水道の設置者）の氏名又は名称
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 委託期間
- 6 委託に係る契約が効力を失った理由

様式第9号（第10条関係）

専用水道改善指示書

第 号
年 月 日

専用水道設置者
様

八幡平市長

下記の専用水道施設は、水道法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第36条第1項の規定により、下記のとおり改善することを指示します。

記

- 1 専用水道の所在地及び名称
- 2 必要な改善措置
- 3 改善の期限

(裏面)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八幡平市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 10 号（第 10 条関係）

専用水道改善報告書

年 月 日

八幡平市長 様

報告者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で改善を指示された事項について下記のとおり改善したので報告します。

記

1 専用水道の所在地及び名称

2 改善指示を受けた事項

3 改善状況

様式第 11 号（第 10 条関係）

水道技術管理者変更勧告書

第 号
年 月 日

専用水道設置者
様

八幡平市長

下記の専用水道の水道技術管理者は、警告を発したにもかかわらず職務を怠っているので、水道法第36条第2項の規定により水道技術管理者の変更を勧告します。

記

- 1 専用水道確認通知年月日及び通知番号
- 2 専用水道の所在地及び名称
- 3 水道技術管理者の氏名
- 4 勧告理由

(裏面)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八幡平市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

水質基準に関する省令

○厚生労働省令第 101 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

平成 15 年 5 月 30 日

厚生労働大臣 坂口 力

水質基準に関する省令

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、道標の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/1 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。
20	PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下であること。
21	ベンゼン	0.01mg/1 以下であること。
22	塩素酸	0.6mg/1 以下であること。（平成 20 年 4 月 1 日から適用）
23	クロロ酢酸	0.02mg/1 以下であること。
24	クロロホルム	0.06mg/1 以下であること。

25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1 以下であること。
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1 以下であること。
27	臭素酸	0.01mg/1 以下であること。
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、ブロモジクロロ メタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和）	0.1mg/1 以下であること。
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1 以下であること。
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1 以下であること。
31	ブロモホルム	0.09mg/1 以下であること。
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1 以下であること。
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1 以下であること。
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/1 以下であること。
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1 以下であること。
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1 以下であること。
39	塩化物イオン	200mg/1 以下であること。
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1 以下であること。
41	蒸発残留物	500mg/1 以下であること。
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1 以下であること。
43	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジ メチルナフタレン-4a(2H)-オール（別 名ジェオスミン）	0.00001mg/1 以下であること。
44	1, 2, 7, 7,-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メ チルイソボルネオール）	0.00001mg/1 以下であること。
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1 以下であること。
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/1 以下であること。
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/1 以下であること。
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。
49	味	異常でないこと。
50	臭気	異常でないこと。
51	色度	5 度以下であること。
52	濁度	2 度以下であること。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第2条 水質基準に関する省令（平成4年厚生労働省令第69号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/l」とあるのは「0.00002mg/l」とする。

附 則（平成19年11月14日厚生労働省令第135号）

この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日厚生労働省令第174号）

この省令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月17日厚生労働省令第18号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月28日厚生労働省令第11号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日厚生労働省令第15号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日厚生労働省令第29号）

この省令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日厚生労働省令第38号）

(施行期日)

第1条 この省令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日厚生労働省令第65号）

(施行期日)

第1条 この省令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日環境省令第19号）

この省令は、令和8年4月1日から施行する。

水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
-	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				注4のとおり
7	ヒ素及びその化合物				注3のとおり
8	六価クロム化合物	不可			注4のとおり
9	亜硝酸態窒素				不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	一定の場合可 ^{注1}		不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			注2のとおり	
12	フッ素及びその化合物				注3のとおり
13	ホウ素及びその化合物				注3のとおり(海水を原水とする場合不可)
14	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	PFOS 及び PFOA				
21	ベンゼン				
22	塩素酸	不可		不可	不可
23	クロロ酢酸				
24	クロロホルム				
25	ジクロロ酢酸				
26	ジブロモクロロメタン				
27	臭素酸				注3のとおり(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
29	トリクロロ酢酸				
30	ブロモジクロロメタン				

31	プロモホルム	不可	概ね 3 月に 1 回以上	不可	不可		
32	ホルムアルデヒド			注 2 のとおり	注 4 のとおり		
33	亜鉛及びその化合物						
34	アルミニウム及びその化合物						
35	鉄及びその化合物						
36	銅及びその化合物						
37	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可	注 3 のとおり		
38	マンガン及びその化合物	不可					
39	塩化物イオン						
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注 1}			概ね 3 月に 1 回以上	注 2 のとおり	注 3 のとおり
41	蒸発残留物						
42	陰イオン界面活性剤						
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね 1 月に 1 回以上(先の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可		
44	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)						
45	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 のとおり	注 3 のとおり		
46	フェノール類						
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可	不可		
48	pH値						
49	味						
50	臭気						
51	色度						
52	濁度						

注 1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注 2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去 3 年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上と、過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 10 分の 1 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上とすることができる。

注 3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注 4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

岩手県飲料水健康危機管理実施要領

岩手県環境生活部県民くらしの安全課
(平成 13 年 3 月 23 日 生活環境部長決裁)
(平成 20 年 3 月 14 日 一部改正)
(平成 21 年 3 月 24 日 一部改正)
(平成 22 年 3 月 30 日 一部改正)
(平成 26 年 3 月 26 日 一部改正)
(令和 6 年 5 月 24 日 一部改正)

1 目的

この実施要領は、飲料水水質汚染事故の発生予防及び拡大防止等の危機管理の適正な実施を図ることを目的として、県が講ずべき具体的な対応等を定めるものである。

2 定義

(1) この要領において飲料水とは次のものをいう。

ア 水道法(以下「法」という。)に定める水道事業、水道用水供給事業、専用水道及び簡易専用水道並びに学校事業所等水道条例(以下「条例」という。)第 2 条に規定する学校事業所等水道により供給される水(以下「水道水」という。)

イ 給水人口 100 人以下の水道(簡易専用水道に該当しない小規模受水槽による水道を含む。以下同じ。)により供給される水(以下「小規模水道水」という。)

ウ 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水(以下「井戸水等」という。)なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法により措置が講じられるものであるため、本要領の対象としない。

(2) この要領において飲料水水質汚染事故(以下「飲料水事故」という。)とは、次の事態により飲料水に起因する県民及び滞在者(以下「県民等」という。)の健康被害が生じている、又はそのおそれのある場合をいう。

ア 水道水の水源又は水道原水の水質異常

イ 水道施設における事故等に伴う水道水の水質異常

ウ 小規模水道水又は井戸水等の水質異常

エ 飲料水を原因とする、又はそのことが疑われる感染症又は食中毒等の発生

(3) この要領において国所管水道事業等とは、国土交通省が所管する水道事業及び水道用水供給事業並びに国が設置する専用水道及び簡易専用水道をいう。

(4) この要領において、市所管水道施設等とは、市が所管する専用水道、簡易専用水道、給水人口 100 人以下の水道、井戸等をいう。

3 情報収集及び連絡

(1) 飲料水事故において、県は次の基本的事項を情報収集する。

ア 事故発生日時及び飲料水の種類

イ 事故発生に係る水源又は水道施設等の名称及び所在地

ウ 事故の状況

- (ア) 水質異常の原因等(原因物質、濃度等)
- (イ) 原因物質の排出源(事業所、車両等)及び所在地
- (ウ) 水質異常の継続の有無
- (エ) 浄水施設への原因物質流入の有無
- エ 被害の発生状況(症状、人数、地域等)
- オ 水道事業者等関係者が講じた措置及び今後予定している措置(取水停止等)
- カ その他必要と認められる事項

- (2) 県民くらしの安全課及び県保健所(以下「保健所」という。)は、市町村(生活環境担当課)、水道水及び小規模水道水を供給する者並びに井戸水等を飲用する者等に対し、飲料水事故が発生した場合には、令和6年4月3日付け国水第1号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知(以下「国通知」という。)[5.健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼]に定める様式により速やかに当該事故が発生した区域を所管する保健所(盛岡市については県央保健所とする。)に報告するよう、平常時から次により指導等を行うものとする。
- ア 県民くらしの安全課は、市町村(環境担当課)及び水道事業者等に毎年度通知するとともに、県ホームページに掲載する。
- イ 保健所は、法又は条例に基づく業務執行等の際に説明する。
- (3) 保健所は、飲料水事故に係る情報を入手した場合、(2)と同様の国通知に定める様式により速やかに県民くらしの安全課に報告するとともに、逐次、情報収集及び連絡を行うものとする。
- (4) 県民くらしの安全課は、飲料水事故に係る情報を入手した場合、環境生活部長に報告するとともに、次により関係機関に速やかに連絡するものとする。
- ア 上記2(2)アの事態にあつては、当該水源と同じ河川等から取水している他の水道事業者等に直接又は保健所を通じて情報提供する。
- イ 飲料水を原因とする、又はそのことが疑われる感染症に関係する場合、保健福祉部医療政策室に(必要に応じて教育委員会保健体育課等にも)情報提供する。
- ウ 国通知に基づき、国土交通省東北地方整備局水道担当に情報提供する。
- エ その他、当該飲料水事故への対応が想定される県関係室課等及び市町村等に情報提供する。

4 調査体制

- (1) 保健所は、飲料水事故の状況把握及び原因究明等のため、次のとおり調査等を行うものとする。
- なお、国所管水道事業等に係る飲料水事故については国と、市所管水道施設等に係る飲料水事故については市と連携して対応するものとする。
- ア 上記3(1)の事項及び次の事項について情報収集又は実地調査を行い、得られた情報を県民くらしの安全課に随時報告する。
- (ア) 給水不能のおそれの有無
 - (イ) 応援給水の方法、期間及び水量
 - (ウ) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常の場合、事故発生区域の市町村の対応状況等
- イ 原因究明又は飲料水の水質汚染の把握のため水質検査が必要と認める場合は、県民くらしの安全課と協議のうえ、水道原水又は飲料水の検体を採取し、環境保健研究センターに検体を搬送する。
- ウ 人的又は技術的な応援を必要とする場合は、県民くらしの安全課に対し要請する。

- (2) 県民くらしの安全課は、飲料水事故の調査のため次の措置を講ずるものとする。
- ア 保健所と協議のうえ、水質検査が必要と認められた場合、環境保健研究センターと連絡調整する。
 - イ 保健所の要請等の状況に応じて関係職員を現地に派遣する。

5 対策

- (1) 環境生活部長は、3(4)の報告を受けた場合、必要に応じて環境生活部危機対策本部を設置するものとする。

なお、飲料水事故による被害が相当規模を超えると見込まれ、全庁的な対処が必要と認められる場合は、岩手県危機対策本部(本部長：知事)へ速やかに移行するものとする。

- (2) 県が所管する法及び条例に基づく水道に係る指導等については、保健所と県民くらしの安全課が協議し、必要に応じて環境生活部長に報告のうえ、次により行うものとする。
- ア 改善指導等
 - (ア) 保健所は、必要に応じて水道施設の立入調査を行い、水道施設の構造又は管理方法を緊急に改善することが必要と認める場合、水道事業者等に対し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。

- (イ) 保健所又は県民くらしの安全課は、次の事項が認められ、かつ県民等の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、法第36条に基づく改善の指示又は条例第10条に基づく改善の命令を行う。

- a 水道施設が技術的基準に適合しなくなっていること
- b 水道技術管理者又は設置者がその職務を怠っていること

- イ 取水停止又は給水停止の命令等

保健所又は県民くらしの安全課は、緊急に健康被害の発生又は拡大を防止するため必

要と認めるときは、水道事業者等に対し、取水停止若しくは水源の切替え等の指導、又は法第37条若しくは条例第10条に基づく給水停止の命令を行う。

- (3) 保健所は、県が所管する小規模水道水又は井戸水等の飲料水事故において、その利用を継続することによって健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止、使用上の注意等について関係町村と協力して指導するものとする。

- (4) 保健所又は県民くらしの安全課は、水道事業者等から応援給水の要請があった場合には、他の水道事業者等からの供給による応援給水について調整するものとする。

なお、県民くらしの安全課は、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ適切であると認める場合、応援給水が可能と考えられる水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、法第40条第1項に基づく水道水の緊急応援を命令する。

- (5) 保健所及び県民くらしの安全課は、(2)から(4)までの対策が、他の県関係室課等又は県以外の機関と関係する場合は、必要に応じて、連携して対応するものとする。

また、国土交通省東北地方整備局水道担当を経由して同省水道事業課から助言等があった場合は、環境生活部長に報告のうえ、必要な措置を講じるものとする。

- (6) 保健所及び県民くらしの安全課は、国所管水道事業等又は市所管水道施設等に係る飲料 水事故について、必要に応じて、国又は市が実施する指導等に協力するものとする。

6 県民等への情報提供

県民くらしの安全課は、県民、市町村及び事故発生区域住民に対し、報道機関等を通じて 適宜必要な情報提供を行うものとする。

附 則

この要領は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和 6 年 5 月 24 日から施行する。